

北九州市立食肉センターのBSE対応の状況

I 北九州市立食肉センターの特徴

1. 保健福祉局の所管で、所長は食肉衛生検査所所長&と畜場場長を兼ねる。
職員は、所長以下、事務職2名、検査員12名で、と畜場経營業務は実質的に所長+事務職2名(全員が検査所業務との兼務)で行っている。
2. BSE業務以外の「と畜場管理業務(冷蔵庫運転、浄化槽運転管理、枝肉入出庫、廃棄物搬出など)」の業務は全て委託化を終了し、各社に個別委託している。
3. 指示した委託業務は各社が行うが、どの業務をどのように分業して、各社に委託していくか検討し、決定～遂行～確認はと畜場管理者の固有業務である。

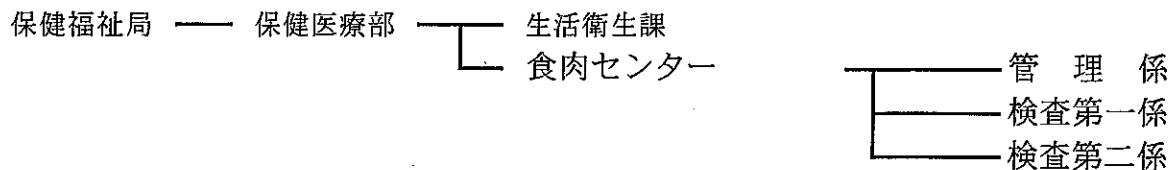
II BSE検査を含む食肉・食鳥肉検査

1. 統一した実施要領に従い、全国的に殆ど同一の検査を実施している。
地域的な疾病発生状況に合わせた検査を行っている。
スタッフの数と質、予算規模、首長(人事・財政)の意向により地域差はある。
新しい検査法の開発など調査研究的な事業は大規模な検査所で行われている。
2. BSE検査も基本的に同様だが、延髄採取道具の開発など消耗機材などは独自に選択して使用している。
3. BSE検査開始以来、全てがBSE中心で回転しており、他の検査は質量ともに低下している。廃棄処分の判定など最低限の検査程度しか行えなかった。
4. 特に、北九州市の場合は、管理業務についても検査員の分担なくして実行できず、特定部位の除去、照合荷札の製造～装着～保管確認まで担当させている。
個体識別システム、枝肉確認票発行事務は検査系の業務としており、今後のトレーサビリティ業務(10桁表示、DNAサンプリング)等の対応も検査員の分担業務とせざるを得ない状況にある。

III と畜場経営者のBSE対応

1. BSE特定部位の採取・保管業務はとさつ業者に、搬出・処理業務は産業廃棄物処理業者に委託して行っている。
2. 零細なと畜場や当市のように合理化を進めた(所長以下3名で検査所業務と兼務で管理業務を実施している)経営力の貧弱な「と畜場」にとって、人、もの、金の全ての面で、BSE対応が非常に大きな負担となっている。
3. 更に、新たな業務対応(枝肉10桁表示、DNAサンプリング、枝肉確認票発行事務など)が発生しており、少人数で対応できる限界に達している。
4. 食肉業界の営業不振が続き、食肉の消費低下が加わり、消費地センターでの家畜搬入頭数が減少している。
収入は減少し、支出は膨大となっており、経営の危機的な状況にある。
5. 「と畜場法」は、家畜はと畜場でしか処理できない事を定めているが、経営が行き詰まった「と畜場が廃業」すると、畜産農家や食肉業界で生活している人々にも波及し、社会的な大問題に発展することが危惧される。

北九州市立食肉センターの機構と組織



| | | 事務職員 | 技術職員 (獣医師) | 嘱託職員 (獣医師) | 計 |
|----------|-----|------|-------------|------------|----|
| 所 | 長 | | 1 | | 1 |
| 管 理 係 | 係 長 | 1 | | | 1 |
| | 係 員 | 1 | | | 1 |
| 検査第一係 | 係 長 | | 1 | | 1 |
| | 係 員 | | 4 | 2 | 6 |
| 検査第二係 | 係 長 | | 1 | | 1 |
| | 係 員 | | 5 | 1 | 6 |
| (食鳥検査担当) | | | (1) (全員交代制) | (2人が1日交代) | 2 |
| 計 | | 2 | 12 | 3 | 17 |

勤務体制

- ・ 休業日 日曜・祝日及び12月29日～1月3日
- ・ 勤務時間 平日 8:00～16:40 土曜 8:00～12:50
- ・ 受付時間 平日 8:00～13:00 土曜 8:00～10:00
- ・ 冷蔵庫入出庫取扱時間 平日 8:00～15:00 土曜 8:00～11:30

(食鳥検査)

| 勤 務 | 就 業 時 間 |
|-----|------------|
| A | 6:00～14:40 |
| B | 7:00～15:40 |
| C | 8:00～16:40 |

事務分掌

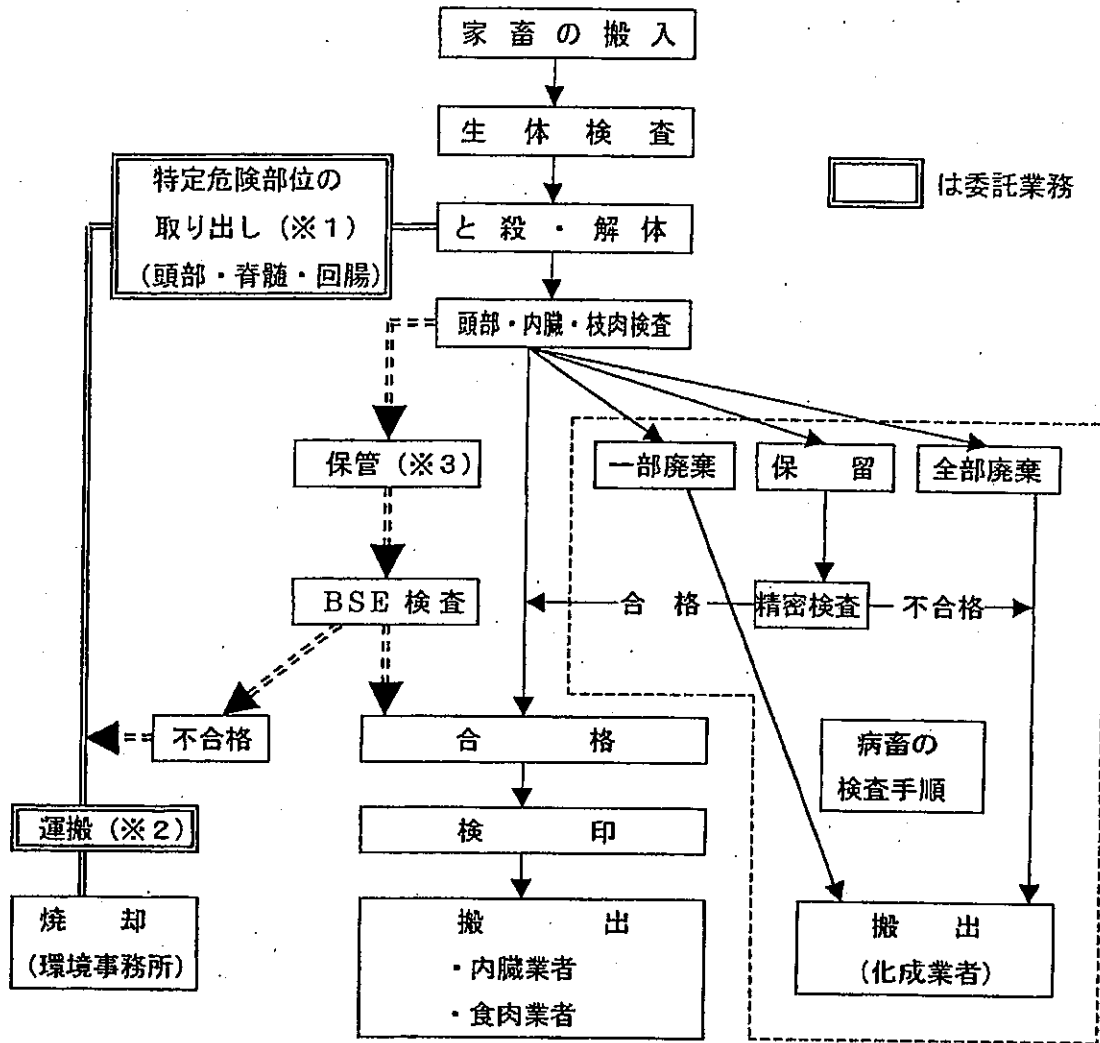
[管理係]

- ・ 所の庶務に関すること
- ・ 使用料および手数料の収納に関すること
- ・ と畜業者の指導及び調整に関すること
- ・ 施設の維持管理に関すること

[検査係]

- ・ と畜及び食鳥検査に関すること
- ・ と畜業者からの報告の徴収及び当該業者に係る立入検査に関すること
- ・ と畜業者及び食鳥処理業者に対する命令に関すること

検査手順



※は14年度と15年度で変更となるもの

※1 特定危険部位については、平成14年10月18日以降、頭部全体の取り出しが義務付けられ（それまでは脳・眼球のみ）、焼却部分が増えた。

(単位：kg/日)

| | 10/1~10/17 | 10/18~10/31 | 11/1~11/20 |
|---------|------------|-------------|------------|
| 危険部位処理量 | 101 | 621 | 935 |

※2 ※1に伴い、運搬量も増加した。

※3 と畜牛判定保留（冷蔵）保管等委託業務としていたが、冷凍コンテナの設置により内臓業者等所有者自身が運搬・保管することとなったため委託業務を中止した。